

平成23年度感染症危機管理研修会

東日本大震災関連 「福島県での対応」

福島県保健福祉部 健康衛生総室
長澤脩一

福島県保健福祉部 感染・看護室
菊地とも子、橋本恵子、後藤隆

一次避難所の数・避難者数

(平成23年3月21日現在)

感染症集団発生状況

(平成23年7月10日まで)

2,000人	1か所(0.2%)	* 急性おう吐下痢症 <u>1</u> か所
1,500人	1か所(0.2%)	* 急性おう吐下痢症 <u>1</u> か所
1,000人	1か所(0.2%)	* インフルエンザ <u>1</u> か所
500人	4か所(1.0%)	* 急性おう吐下痢症 <u>2</u> か所 (うち <u>1</u> か所)
100人	111か所(22.8%)	* 急性呼吸器感染症 <u>1</u> か所 * 急性おう吐下痢症 <u>3</u> か所 (うち <u>2</u> か所)(うち <u>1</u> か所)
	368か所(75.7%)	* インフルエンザ <u>1</u> か所 * 急性呼吸器感染症 <u>1</u> か所

一次避難所における**感染症集団発生リスク**

1 入所者密度が高い

2 換気が悪い

3 水場が少ない

4 衣食住の場が同一

5 有症状者の管理が困難

集団発生が
起こりやすい

衛生の確保
が困難

感染源・感染経
路対策が困難

本庁としての 一次避難所への対応（Ⅰ）

感染症予防についての啓発



パンフレットの作成・配布

(避難者および施設管理者向けの二通り用意)



県ホームページによる情報提供



避難所に提示する壁新聞による情報提供



その他、感染症発生の兆候を認めた場合、スピーカーで注意喚起の呼びかけ



相談窓口 (県保健福祉事務所 & 中核市保健所)
の設置および相談・助言

感染症予防・感染拡大防止のための資材の配布

消毒薬（消毒用エタノール液、塩素系消毒剤等）

マスク

主な注意喚起事項

手洗い・手指消毒の励行（トイレの後、調理前等）

食品の保存、調理時の留意事項

トイレ及び排泄物の衛生的管理、吐物等の適正処理

咳エチケット（咳、発熱時のマスク着用）

予防接種
（対象者・接種時期・避難先における接種方法等）

本庁としての 一次避難所への対応（Ⅱ）

保健福祉部
(感染担当)

指示

指示

避難所運営支援班

市町村役場

- 二次避難の促進
- 毎日の施設内清掃
- 水場の確保
- 換気改善
- 衣食住の分離
- 感染症予防の注意喚起

保健所

医療チーム

健康管理チーム

- 感染症発生動向の察知
- 24時間体制の健康相談窓口
- 有症状者の把握
(感染症発生の早期察知とコントロール)
- 有症状者の管理
(診断と医療確保・**観察室**の設置等)
- 感染拡大防止の指導

避難所



どこが運営
主体？

有症状者の把握
方法と管理方針
の統一が困難

医療チーム(地区医師会)

医療チーム
(A、B、C・・・他県)

健康管理チーム(県、市町村)

健康管理チーム
(D、E、F・・・他県)

中核市保健所

県保健福祉事務所

一次避難所運営主体はどこか？

見直しの
必要有り

○【県対策本部の統一見解】

運営主体は、入所者の住民票がある市町村。
県は運営を支援する(調整役)。

地域防災計画に基づく原則では対応不可。
入所者の多くは、放射線汚染のため、住居地の市町村以外に避難し、住居地の役場機能も多くは崩壊。
避難所が設置されている市町村も、災害対応に追われている。

指示

- 避難所における感染症集団発生(疑い) 事例への対応は、発生地ないし届出医療機関を管轄する**保健所が主体**。
- 関係市町村、郡市医師会等と連携して実施。

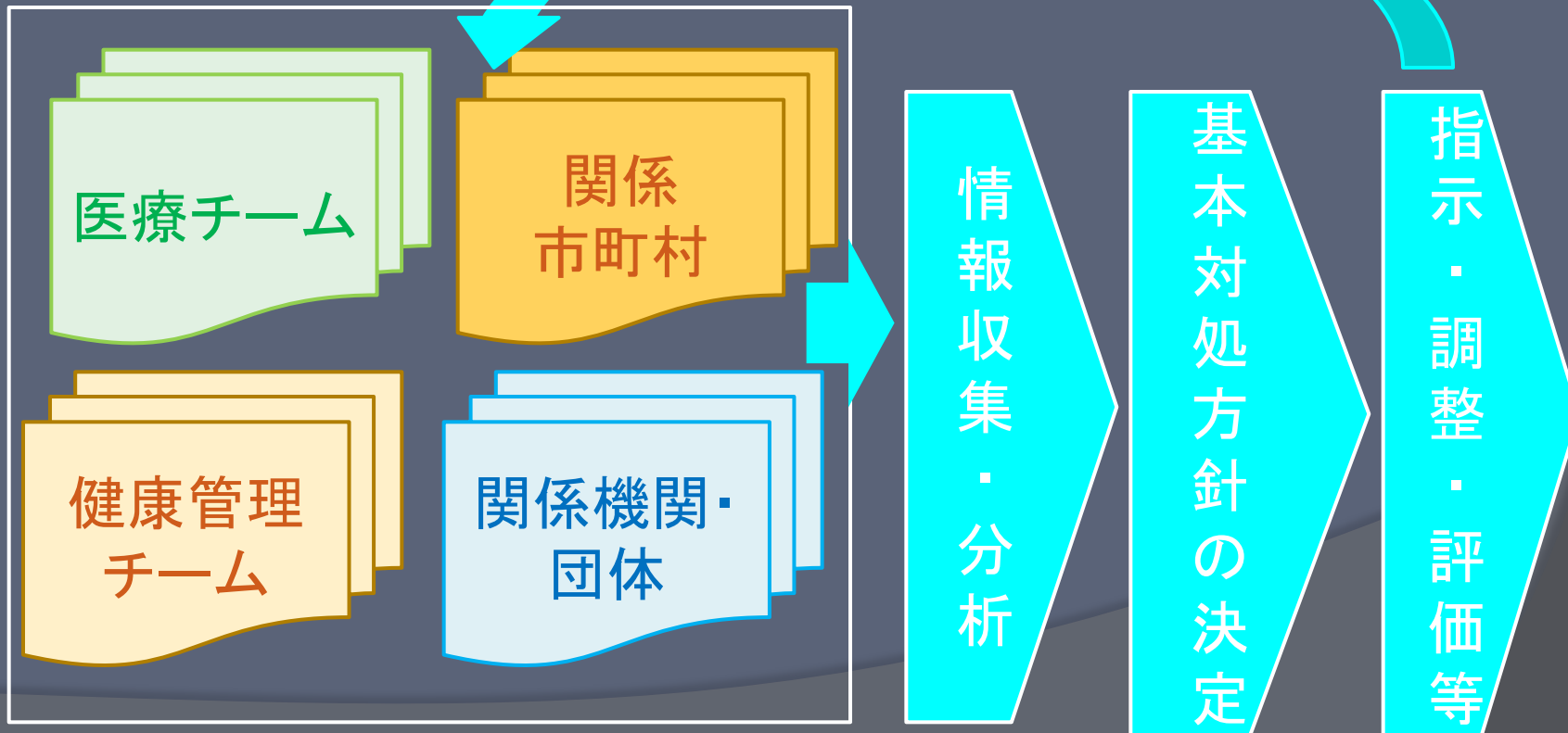
感染症対策に関する指示系統の一本化

徹底
されず

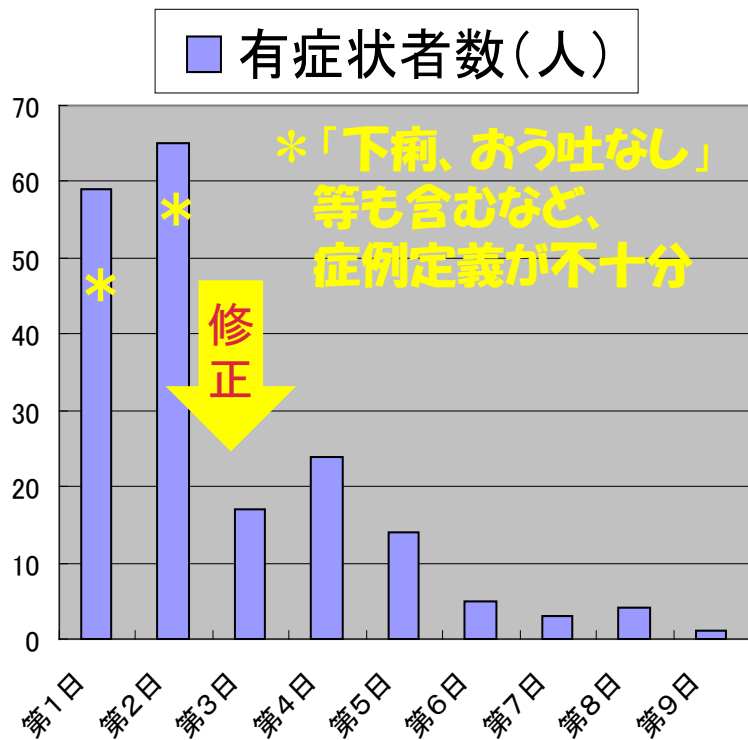
指示

- 保健所に**基本対処方針**について指示。
- 保健所長に陣頭指揮を指示し、**感染症に関する情報収集・分析および対応についての指示系統の一本化**を図った。

避難所



収容人数県内最大の一次避難所における急性おう吐下痢症



本庁関与後の日数

観察室

換気改善

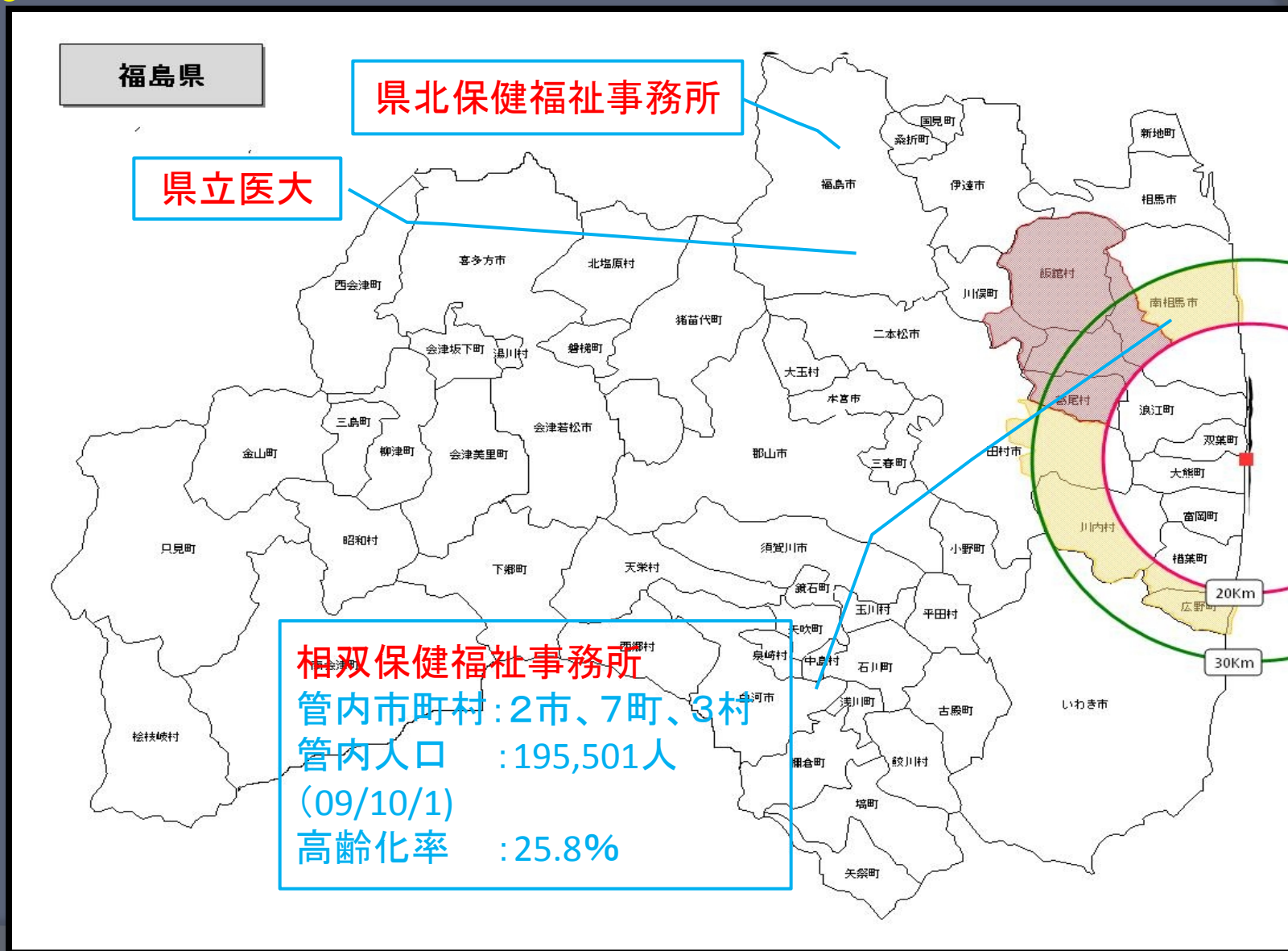
終息宣言

- 保健所が郡市医師会、市町村等の協力を得て対応
- 保健所職員が常駐し、情報収集、指示系統の一本化
- 医療チーム、健康管理チーム等による健康チェック、診療
- 適切な医療の確保
(周囲の医療機関との連携)
- 夜間の医療相談体制の整備
- 壁新聞、スピーカーによる注意喚起(手洗い、咳エチケット、吐物適正処理等)
- トイレ、ドアノブ等の消毒

- 県保健福祉事務所長から、県対策本部及び入所者の町村役場に対し、生活環境の改善(水場の確保、衣食住分離、換気改善)を申し入れた

保健所における 取り組みへの支援

結核患者管理支援(相双保健福祉事務所)



本庁支援内容

○感染症診査協議会の機能停滞

委員が被災、職員も災害対応に追われる。
患者や医療機関との連絡が取れないため、必要書類が整わない。

支援

県北保健福祉事務所・感染症診査協議会委員
に兼務発令

○患者の状況把握と治療中断の有無等が不明

患者の携帯電話番号を聞いていた患者の場合以外は、状況把握は困難。

支援

県内避難先の保健所、及び県外避難先の
市町村及び避難所を巡回する健康管理チーム
等に対し協力依頼

○専門家の技術的助言

支援

(財)結核研究所対策支援部の支援の受入。

震災前後の結核患者の登録状況

(11/5/11現在、震災後2か月)

	震災前	震災後 新規	小計	震災後の患者の登録状況				
				治療中	治療中断	不明	死亡	経過観察
入院中	2	1 *1	3	2	0	0	1	
通院中	*5 8	2 *2,3	10	7	0	2	1	
潜在性	4	1 *4	5	4	0	1	0	
経過観察	53	0	53	0	0	20	0	33
合計	67	4	71	13	0	23	2	33

*1 79歳、男性

屋内待避中に体力低下→寝たきり。発熱・脱水あり、巡回医療チーム診察し救急搬送。粟粒結核、喀痰塗抹G8。

*2 85歳、男性

避難所で発熱し、医療機関受診。喀痰塗抹(一)。

*3 58歳、男性

市の健診で発見。喀痰塗抹(一)。

*4 43歳、男性

職場の接触者検診でQFT(+)。

*5 87歳、女性

避難中に喀痰塗抹(+)となり、入院。